

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

彦根市基本構想

令和5年9月

彦 根 市

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	農業の概要	1
2	農業構造の現状と課題	1
3	農業経営基盤の強化の促進に向けた取組方向	2
4	農業・農村を支える多様な人材の確保	4
5	健全な農村集落の育成・発展	4
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	4
第 3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	4
第 4	第 2 及び第 3 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	5
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	5
2	市が主体的に行う取組	5
3	関係機関との連携	5
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	5
第 5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	
	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	6
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	6
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	6
第 6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	6
1	第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準	
	その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業事項	7
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の水準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事業	8
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事業	11
4	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成および確保の促進に関する事業	12
5	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事業	12
第 7	その他	13

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業の概要

本市は、滋賀県東北部に広がる湖東平野に位置し、その立地条件を生かした水稻・麦・大豆の土地利用型農業が主体となっている。その担い手の多くが認定農業者や集落営農組織であり、特に本市の南部地域においては、担い手に対する農地の集積・集約が進んでいる。

一方、本市の北部地域においては、水田を活用した野菜・山菜等の生産も行われており、その様相は多様である。

また、環境こだわり農産物認証制度や環境保全型農業直接支援事業等を活用した自然と調和した農業が展開されており、令和4年度には500haを超える取組が行われている。

その他、市内に4カ所の直売所が開設されていることから、直売所向けの多様な品目の生産も増えつつある。

2 農業構造の現状と課題

(1) 本市の農業の中心となる担い手

令和5年3月の認定農業者数は89経営体で、平成29年の99経営体をピークに減少に転じている。うち法人数については、24法人であり、認定農業者数の26%を占めている。

令和5年3月の農事組合法人数は15法人で、市内のほとんどの集落営農組織が法人化している。

人・農地プランに中心経営体として位置付けられた経営体は139経営体で、認定農業者の他に、多くの農業者が担い手となっている。

一方、農業就業人口の減少や高齢化のため、担い手がいらない地域では後継者の確保や育成が課題となっている。特に、中山間地域の急傾斜で狭あいな農地が多く、深刻な獣害被害が発生している鳥居本地区、市街化区域に隣接している松原地区や河瀬・亀山地区においては、一部遊休化した農地が点在しており、今後これが増加すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

(令和5年3月末現在)

認定農業者	個人	法人	
			農事組合法人
89 経営体	65 経営体	24 経営体	14 経営体

人・農地プランに中心経営体として位置付けられた経営体	認定農業者	認定農業者以外の	
		中心経営体	集落営農組織
139 経営体	87 経営体	52 経営体	1 経営体

(2) 担い手への農地利用集積

2015 年および 2020 年農林業センサスにおいて、本市の経営耕地面積規模別経営体数は、10～20ha の規模の層は 25 経営体から 17 経営体に減少しているが、20ha を超す規模の層は 27 経営体から 32 経営体に増加しており、近年における担い手の経営規模は着実に拡大している。特に、経営規模の拡大が進んでいる稲枝地区においては、生産者と東びわこ農業協同組合で結成された稲枝受託者組合が農地の利用調整を実施し、農地中間管理機構等を活用した担い手に対する農地の利用集積を進めている。

担い手への農地の集積率は、本市全体では、令和 4 年 10 月時点で 72.4%である。人・農地プランが作成されているエリアに限ると 81.5%で、令和 3 年 10 月時点の 78.2%から増加しており、集約化も進んでいる。しかしながら、未整備田等の利用条件の悪い農地が多い地域においては、担い手も不足しており、農地の集積・集約が進んでおらず、一部遊休化するなど農地の利用改善が課題となっている。

(3) 新規就農者

農業従事者数（自営農業に従事した世帯員数）が減少しているなか、農業に対する関心の高まりや雇用形態の変化に伴い、近年では令和 3 年度に 1 名、認定新規就農者制度に基づく認定を行った。新たに農業を開始しようとする就農希望者にとっては、農地の確保や設備の導入が大きな課題となっている。

(4) 集落機能の低下

農家戸数の減少や高齢化に伴い、集落機能が低下しつつあり、「集落（地域）」と「担い手（集落営農を除く担い手）」との協力関係が希薄化してきている。特に、入り作が多く、地元集落の耕作者が少ない地域や、集落内のほとんどの農地が数名の担い手に集積されている地域では、農道や水路等の維持管理に係る集落の協力が得られない状況になりつつある。

このため、今後このような地域では、担い手の負担の増加および担い手の不足が懸念されている。

3 農業経営基盤の強化の促進に向けた取組方向

本市は、このような地域の農業構造の現状とその見通しの下、集落・地域での話し合いに基づく地域計画の策定を推進するとともに、農地中間管理事業等を活用しながら、農地の集約化を進める。

また、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を確保・育成する。

(1) 育成すべき農業経営の所得水準および労働時間

具体的な経営の指標は、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の労働時間と所得を達成する経営体を育成し、これらの経営体が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

なお、目標とする農業経営の所得水準および労働時間の目標は、滋賀県の基本方針を踏まえ次のとおりとする。

年間総労働時間	主たる従事者 1 人あたり	概ね 2,000 時間
---------	---------------	-------------

年間農業所得	主たる従事者 1 人あたり	概ね 500 万円
	主たる従事者 2 人の場合（共同申請）	概ね 800 万円
	集落営農法人	概ね 650 万円 ^{*1}
	新たに農業経営を営もうとする青年等	概ね 250 万円

（*1：経常利益に役員報酬および主たる従事者に支払う賃金を合算した金額）

（2）担い手の確保・育成

ア 個別経営等の経営基盤の強化と次世代への継承

収量・品質の向上やコスト低減による利益改善、新品目の導入による経営の複合化、6 次産業化による経営の多角化、販売チャネルの開拓、異業種との連携等経営力の強化に資する取組を進める。

認定農業者（個別経営、農業法人）に対しては、地域や集落との関係を良好に保ちつつ農地の集約化や新規品目の導入に必要な機械・施設等の整備といった取組を進める。

土地利用型経営においては、ほ場の大区画化や水田の汎用化による水田野菜等の導入、スマート農業技術の導入等の取組を進め、効率的で生産性の高い農業を推進する。

大規模な担い手に対しては、円滑な経営の継承が行えるよう経営継承計画の作成について働きかけを行う。

なお、農業経営改善計画の期間が終了する認定農業者に対しては、その改善計画の達成状況の評価・分析を行うよう促進するとともに、新たな計画の策定支援を行う。

イ 集落営農組織の継続性の確保

集落営農組織に対しては、集落内外からの人材の確保や近隣組織との連携、専従者の雇用など、集落や組織の実情に合った人材の確保・育成に向けた取組を進める。

ウ 農業法人等での雇用促進

農業法人への就農は、単に農業法人を支える人材の確保だけでなく、将来独立し、地域の担い手となる側面もあることから、農業法人および就農希望者に対し情報提供等の支援を行う。

エ 女性農業者の経営参画

女性の視点を活かした農業経営の発展につなげるため、家族経営協定の締結や農業経営改善計画の共同申請、集落営農組織への参加等を通じ、女性が農業経営においてその能力を発揮できる場の拡大を図る取組を進める。

オ 新規就農者の確保・育成

新規就農者の確保・育成に向けて、滋賀県湖東農業農村振興事務所や関係団体と連携をとり、新規学卒者や他産業からの就農を希望する者など多様なニーズを的確に把握し、円滑な就農への取組を進める。

また、新規就農者に対する農地の確保については、農地中間管理事業等を活用する。

就農に当たっては、効率的かつ安定的な農業経営に発展できるよう滋賀県湖東農業農村振興事務所や東びわこ農業協同組合、農業委員会、湖東地域農業センターなどの関係団体と連携して青年等就農計画制度の普及を推進するとともに、就農後は、早期の経営安定に向けた

栽培技術の習得や経営管理能力の向上に向けた指導や研修などの支援策を講じる。

さらに、独立自営する青年に対しては、青年等就農計画の策定支援を行い、認定（認定新規就農者）へとつなげることで、経営開始資金の補助や無利子の青年等就農資金の利用等が図れるように支援を行う。

青年等就農計画の期間が終了する認定新規農業者に対しては、その計画の達成状況を評価・分析し、農業経営改善計画の認定申請に向けた支援を行う。

4 農業・農村を支える多様な人材の確保

これまで地域の農業の維持発展に重要な役割を果たしてきた意欲ある農業者を地域の実情に即した担い手として位置付け、滋賀県湖東農業農村振興事務所や関係団体との連携により、農業経営改善計画の認定に向けた支援および育成を行う。

なお、農業経営改善計画の認定に当たっては、農業者の経営規模に関わらず、土地利用型農業、施設園芸農業および複合経営等、農業経営改善計画に記載される経営内容や目標とする所得水準等の達成の可能性を考慮し判断する。

5 健全な農村集落の育成・発展

農村社会の維持発展には、効率的かつ安定的な農業経営を営む者とともに、生きがいとして農業を行う高齢農家や土地持ち非農家も重要な役割を果たしているため、それぞれがメリットを享受できるように役割分担を行い、活気ある地域・集落の維持・発展のための取組を進める。

また、担い手が不足している地域では、農地の維持や農村の活性化を図るために、関係団体が連携し集落営農の取組を促す。

集落（地域）を越えての取組が必要な場合には、農業者や住民、関係団体が連携して課題を共有した上で効率的な取組を進める。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市および周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

（別紙1）

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示した新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、営農

類型を示すと次のとおりである。

(別紙 2)

第 4 第 2 及び第 3 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の主要作物である水稻、小麦、大豆、キャベツなどの農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、県普及指導センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

2 市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県普及指導センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等の確保、資金調達のサポートを行う。

また、新たに農業経営を始めようとする青年等が、彦根市基本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、担い手育成・確保等対策事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携

県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関、(公益財団法人)滋賀県農林漁業担い手育成基金と連携しつつ、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を実施する。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市町村の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、市町村農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第 5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第 2 および第 3 に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者および新たに農業経営を営もうとする青年等に対する農用地の利用の集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占める面積シェアおよび面的集積についての目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者および新たに農業経営を営もうとする青年等に対する地域における農用地の利用に占める面積のシェアおよび面的集積についての目標 80%

(現状値 彦根市：71.3% 滋賀県：65.8% [令和 5 年 3 月末時点])

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営を営む者および新たに農業経営を営もうとする青年等に対する地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については、耕起・代かき・田植え・収穫、その他の作目については、耕起・播種・収穫・これらに準じる作業）を 3 作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次はおおむね 10 年先とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

離農等により耕作される見込みのない農地が一定量見込まれるものの、適切な施策を講じなければ、農業者にとって効率的かつ安定的な農業経営につながらない。そのため、関係機関および関係団体が一丸となり、地域計画や農地中間管理事業等を活用し、集積と同時に集約化を目指す。

また、未整備田等の利用条件の悪い農地については、園芸作物等の導入で、本市の農地の効率的な利用が図られることを目指す。

第 6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、滋賀県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第 6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特

性を十分踏まえて、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事項を行う。

- ① 第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事項
- ② 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
- ③ 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成および確保の促進に関する事項
- ⑤ その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 中山間地域である鳥居本地区においては、急傾斜で狭あいな農地が多く、獣害被害も多いため生産条件が不利な上に、耕作者の高齢化により遊休農地が点在しており、また昔ながらの零細経営による農業が営まれているため、農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化するとともに、生産組織等の担い手の育成を図り、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努める。また、再生利用が困難と見込まれる農地は、非農地判断を進めていく。

イ 認定農業者および認定新規就農者または今後認定を受けようとする農業者や生産組織等の担い手が不足する地域においては、農用地利用改善団体の活動を進める。

以下、事業ごとに述べる。

1 第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事項

(1) 協議の場（彦根市農地利用地域計画検討会）の設置の方法

ア 協議の場の開催時期

- ・令和 5 年度は年度初めに集落ごとの地域計画の推進の方針などを協議する場を設置し、年度の後半以降、具体的な地域計画の素案に対する協議の場の設置を行う。
- ・令和 6 年度は年度後半に具体的な地域計画の素案に対する協議の場の設置を行う。
- ・令和 7 年度以降は必要に応じて協議の場の設置を行う。

イ 開催に係る情報提供の方法

参集者には、個別に通知するとともに、インターネット上で公表する。

ウ 参集者

農業者、彦根市農業委員会、東びわこ農業協同組合、土地改良区、滋賀県農地中間管理機構、滋賀県湖東農業農村振興事務所農産普及課、彦根市農林水産課を基本とする。

エ 協議すべき事項

当該区域における農業の将来の在り方及び当該区域における農業上の利用が行われる農用地等の区域その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項について協議す

るものとする。

オ 協議の進め方

地域計画（目標地図）の素案の作成にあたっては、農業委員会を中心に集落等での話し合いにより進める。集落等でまとめた計画の素案が市に提出され、市は農地利用地域計画（案）として取りまとめる。

提出された計画案を、市が地域計画として策定する際は、基盤法第 18 条 1 項に基づく協議の場を開催し、農業者、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の意見を聴取する。

また、市、農業委員会事務局、滋賀県湖東農業農村振興事務所、農地中間管理機構、農業協同組合等による地域計画推進会議を開催し、関係機関・団体が連携して地域計画の策定を推進する。地域計画推進会議では、協議の場の開催前に地域計画の区域や集落への働きかけの手法等を検討する。

(2) 地域計画の区域の基準

- ・地域計画（目標地図）は、市街化区域を除く農地とされているが、まずは「人・農地プラン」で位置づけられている農地を基本とする（※特に農業振興地域内農用地（いわゆる青地）であり、1ha を超える集団の農地）。
- ・「人・農地プラン」で位置付けられた農地でも、担い手の見込みが立たない、土地所有者の同意等が得られず担い手の設定ができない等の場合は「検討中」とする。
- ・区域の設定については、農業集落、担い手、土地所有者の意向を確認しながら、整理する。

(3) 地域計画の策定の進め方や地域計画に基づく農用地の利用権の設定等の推進について

地域計画は令和 6 年度末までに、市街化区域を除いた農地で策定することを目標とする。令和 6 年度末までに策定できなかった地域は、令和 7 年度以降引き続き策定に向けて検討を行う。また、策定を行った地域も、状況により、計画の見直し等について検討を継続する。

地域計画策定にあたっては、「彦根市農地利用地域計画推進会議」「彦根市農地利用地域計画検討会（協議の場）」の 2 つの会議体を開催し、関係機関による意見を聴取しながら進める。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用および農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有および利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がないと判断される場合は、その区域（1

～数集落）から一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2) に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置および農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款または規約および構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第 6-1 号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨および当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人または特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有および利用の現況および将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地

の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等または農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）または当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（特定農業法人を除き、農地所有適格法人となることが確実であると見込まれること、定款または規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 10 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人または特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人または特定農業団体の名称および住所

イ 特定農業法人または特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人または特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等および農作業の委託に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

- ③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について (5) の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が (5) の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5) の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が (2) に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等または農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等もしくは農作業の委託を受けること、または特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権原に基づき使用および収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等または農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5) の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利

用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用および収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等または農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人および特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等または農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 本市は、(5) の①に規定する団体または当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県農業農村振興事務所、農業委員会、農業協同組合、滋賀県農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、湖東地域農業センターとの連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織または担い手の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域および作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託または委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせん等に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 地域計画の実現に向けた取組

担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者等による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境整備を図る。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成および確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、関係機関・団体が連携して、認定農業者の育成と農地中間管理事業の円滑な実施を支援するとともに、認定新規就農者の育成については、青年等就農計画の目標達成に向け、滋賀県湖東農業農村振興事務所や彦根市農業委員会、東びわこ農業協同組合、湖東地域農業センター等の関係団体と連携を図り、農業技術の取得や経営管理能力の向上に向けた指導や研修、各種支援等を図る。

また、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進するとともに、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1 から 4 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本市は、ほ場整備事業等による農業生産基盤の整備を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 本市は、稲枝地区農業農村活性化農業構造改善モデル事業等（平成元年度～平成 5 年度）により近代化施設の整備を実施したが、今後も農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 本市は、彦根市農業再生協議会で策定した農業振興ビジョンおよび水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、望ましい経営体の育成を図る。また、生産者や出荷業者、関係団体による主体的な経営判断や販売戦略と地域の生産条件に応じた作物の作付けを推進することにより、消費者が求める需要に応じた生産を行う環境整備を図る。

エ 本市は、彦根南部地区農村総合整備モデル事業（昭和 57 年度～平成 10 年度）による集落排水事業を実施し、定住条件の整備を行ったが、今後も適正な維持管理を実施し、農業の担い手確保に努める。

オ 本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強

化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、農業委員会、滋賀県湖東農業農村振興事務所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構、湖東地域農業センター、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1 で掲げた目標や第 2 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成、第 3 の指標で示される新たに農業経営を営もうとする青年等の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成およびこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

第 7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成 6 年 4 月 4 日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成 9 年 4 月 4 日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成 18 年 8 月 31 日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成 22 年 6 月 10 日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成 26 年 9 月 30 日から施行する。
- 6 この基本構想は、令和 4 年 3 月 29 日から施行する。
- 7 この基本構想は、令和 5 年 9 月 29 日から施行する。

別紙1（第2 関係）

効率的かつ安定的な農業経営指標

1 土地利用型

（1）個別経営体

水田作

営農類型	労働力	経営規模	生産方式	その他
●水田作	●主たる従事者 1 名 ●補助的従事者 1 名 ●農繁期臨時雇用	【経営面積】 ●水田 2 7 ha 【作付面積等内訳】 ●水稻 = 1 8 ha ●麦 = 9 ha ●大豆 = 9 ha	【資本装備】 ●トラクター（5 0ps 級） 2 台 ●田植機（6 条側条施肥） 1 台 ●コンバイン（4 条刈） 1 台 ●コンバイン（大豆用） 1 台 ●乾燥機（5 3 石） 2 台 他 【その他】 ●麦乾燥調製（外部委託を推奨） ●麦、大豆については二毛作 ●2 ha 程度の団地化された農用地	●複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ●青色申告の実施 ●家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

水田作+施設野菜

営農類型	労働力	経営規模	生産方式	その他
●水田作と施設野菜の複合経営	●主たる従事者 2名 ●農繁期臨時雇用	【経営面積】 ●水田 2.5ha ●ハウス 1,000m ² 【作付面積等内訳】 ●水稻 = 1.7ha ●麦 = 8ha ●大豆 = 8ha ●施設野菜= 1,000m ²	【資本装備】 ●トラクター（50ps級） 2台 ●田植機（6条側条施肥） 1台 ●コンバイン（4条刈） 1台 ●コンバイン（大豆用） 1台 ●乾燥機（53石） 2台 他 【その他】 ●麦乾燥調製（外部委託を推奨） ●麦、大豆については二毛作 ●2ha程度の団地化された農用地	●複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ●青色申告の実施 ●家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入、役割（担当）の明確化

(2) 法人経営

営農類型	労働力	経営規模	生産方式	その他
●水田作と露地野菜の複合経営	●主たる従事者 2名 ●常時雇用 3名 ●農繁期臨時雇用	【経営面積】 ●水田 6 0 ha 【作付面積等内訳】 ●水稻 = 4 0 ha ●麦 = 2 0 ha ●大豆 = 1 5 ha ●露地野菜 = 5 ha	【資本装備】 ●トラクター（7 0ps 級） 1 台 ●トラクター（6 0ps 級） 1 台 ●トラクター（3 0ps 級） 1 台 ●田植機（8 条側条施肥） 2 台 ●コンバイン（6 条刈） 2 台 ●コンバイン（大豆用） 1 台 ●乾燥機（7 0 石） 3 台 他 【その他】 ●麦乾燥調製（外部委託を推奨） ●麦、大豆については二毛作 ●2 ha 程度の団地化された農用地	

(3) 集落営農経営

営農類型	労働力	経営規模	生産方式	その他
●水田作	●組合員 30戸	【経営面積】 ●水田 30ha 【作付面積等内訳】 ●水稲 = 20ha ●麦 = 10ha ●大豆 = 10ha	【資本装備】 ●トラクター（50ps級） 2台 ●田植機（6条側条施肥） 1台 ●コンバイン（5条刈） 1台 ●コンバイン（大豆用） 1台 他 【その他】 ●乾燥調製（外部委託を推奨） ●麦、大豆については二毛作 ●2ha程度の団地化された農用地	●複式簿記記帳の実施 ●参加農家の状況を総合的に判断して、出役人員を確保する。

2 園芸

施設野菜

営農類型	労働力	経営規模	生産方式	その他
●施設野菜専作経営 (軟弱野菜)	●主たる従事者 1名 ●常時雇用 1名 ●農繁期臨時雇用	【経営面積】 ●ハウス 5,000m ² 【作付面積等内訳】 ●施設野菜(軟弱野菜) = 5,000m ²	【資本装備】 ●ビニールパイプハウス 5棟 ●トラクター(25ps級) 1台 ●管理機 1台 ●播種機 1台 ●動力噴霧器 1台 他	●複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ●青色申告の実施 ●家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

営農類型	労働力	経営規模	生産方式	その他
●施設野菜専作経営 (果菜類)	●主たる従事者 1名 ●補助的従事者 1名 ●農繁期臨時雇用	【経営面積】 ●ハウス 2,500 m ² 【作付面積等内訳】 ●施設野菜（果菜類） = 2,500 m ²	【資本装備】 ●ビニールパイプハウス ●管理機 1台 ●動力噴霧器 1台 他	●複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ●青色申告の実施 ●家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

花き

営農類型	労働力	経営規模	生産方式	その他
●花き専作経営	●主たる従事者 1名 ●農繁期臨時雇用	【経営面積】 ●ハウス 3,000 m ² 【作付面積等内訳】 ●花き（中輪ギク） = 3,000 m ²	【資本装備】 ●ビニールパイプハウス 3棟 ●トラクター（15ps級） 1台 ●管理機 1台 ●動力噴霧器 1台 他	●複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ●青色申告の実施 ●家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

果樹

営農類型	労働力	経営規模	生産方式	その他
●果樹専作経営	●主たる従事者 1名 ●農繁期臨時雇用	【経営面積】 ●樹園地 1ha 【作付面積等内訳】 ●果樹（日本梨） = 1ha	【資本装備】 ●トラクター（20ps級） 1台 ●防除機SS 共同利用を推奨 ●乗用草刈機 1台 他	●複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ●青色申告の実施 ●家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

別紙2（第3関係）

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

(1) 施設野菜（少量土壌培地耕型）

営農類型	労働力	経営規模	生産方式	その他
●野菜 施設野菜専作経営 （少量土壌培地耕型）	●主たる従事者 1名 ●農繁期臨時雇用	【経営面積】 ●ハウス 1,000㎡ 【作付面積等内訳】 ●施設野菜（果菜類） = 1,000㎡	【資本装備】 ●ビニールパイプハウス（1,000㎡） ●少量土壌培地耕栽培システム - 他	●複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ●青色申告の実施

(2) 施設野菜（施設＋露地野菜型）

営農類型	労働力	経営規模	生産方式	その他
●野菜 施設野菜＋露地野菜 専作経営 (夫婦での経営)	●主たる従事者 2名 ●農繁期臨時雇用	【経営面積】 ●ハウス 1,500 m² ●水田、畑 3,500 m² 【作付面積等内訳】 ●施設野菜（果菜・野菜） ＝ 1,500 m² ●露地野菜（野菜） ＝ 3,500 m²	【資本装備】 ●ビニールパイプハウス(1,500 m²) ●トラクター（15ps） 1台 ●管理機 1台 ●動力噴霧器 1台 ●温風暖房機 ●重油タンク・油槽施設 他	●複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ●青色申告の実施

(3) 土地利用型

営農類型	労働力	経営規模	生産方式	その他
●水田作 (土地利用型)	●主たる従事者 1名 ●農繁期臨時雇用	【経営面積】 ●水田 10ha 【作付面積等内訳】 ●水稻 = 6.5ha 麦 = 3.5ha 大豆 = 3.5ha ●作業受託 麦 = 5ha 大豆 = 5ha	【資本装備】 ●トラクター (30ps) 1台 ●田植機 (5条側条施肥) 1台 ●コンバイン (3条刈) 1台 ●乾燥機 (30石) 2台 他 【その他】 ●麦乾燥調製 (外部委託を推奨) ●2ha程度の団地化された農用地	●複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ●青色申告の実施